

バス車内の乗務員氏名表示に 「ビジネスネーム」を導入します。

京王電鉄バス株式会社並びに京王バス株式会社（本社：東京都府中市、代表取締役社長 宮坂周治、以下「当社グループ」）は、2024年4月1日（月）から、バス車内に掲出している氏名表示について、現在の「本名」表示に加え、乗務員自身が考案した「ビジネスネーム」を導入します。

記

2023年8月1日に道路運送法施行規則等の一部を改正する省令並びに関連告示が公布され、バス車内における乗務員等の氏名掲示義務が廃止されました。これを受け当社グループでは、バス乗務員のプライバシー確保の観点から、本名と異なる「ビジネスネーム」の選択を可能といたしました。

当社グループでは、お客様からの幅広いご意見を頂くため、バス車内にアンケートはがきを備え付けております。架電や投書等含め年間700件近いお褒めのお言葉を頂いており（2022年度実績）、その多くが乗務員の名前を特定した内容となっております。お寄せいただいたご意見は、乗務員に共有させていただくとともに、規程に基づき表彰を行うことで、乗務員の励みとなり、更なるサービス向上に繋がると期待しております。お客様が乗務員に対し親しみもっていただき、より当社グループに愛着を持っていただけるよう、氏名形式である「ビジネスネーム」を採用いたしました。引き続き当社グループのバスをご利用いただきますようお願い申し上げます。

- （1）「ビジネスネーム」の使用開始に合わせ、乗務員が着用している胸章を省略します。
- （2）乗務員による「ビジネスネーム」の使用は任意です。

以上